

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	<p>予定価格の制限について 入札公告の6. その他(5)落札者の決定方法には「予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって…」と記載があります。この場合設計価格に対する内訳書が必要かと思いますが、頂いた資料の中に内訳項目が記載された資料がありません。 内訳項目の公表はないのでしょうか。 仮に公表がない場合は、どのように最低制限価格を決定しているのでしょうか。 例えば、特定業者からの見積もりなどでしょうか。</p>	<p>内訳項目の公表は行っておりません。 入札金額の積算は、業務仕様書に基づいて行っていただくこととなりますが、業務内容に不明な点がございましたら別途情報提供をさせていただきます。 なお、予定価格及びその制限の範囲の決定方法については、本件では開示しておりませんので、価格の決定に関するご質問には回答できません。</p>	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。